

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	8
議長の諸般報告	8
町長の行政報告	9
第 2 報告第 6号 健全化判断比率等について	2 2
第 3 報告第 7号 放棄した債権の報告について	2 2
第 4 議案第 4 4号 利府町森林環境譲与税基金条例	2 2
第 5 議案第 4 5号 利府町印鑑条例の一部を改正する条例	2 2
第 6 議案第 4 6号 利府町児童クラブ条例及び 利府町児童館条例の一部を改正する等の条例	2 3
第 7 議案第 4 7号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例	2 4
第 8 議案第 4 8号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 4
第 9 議案第 4 9号 令和元年度利府町一般会計補正予算	2 5
第 1 0 議案第 5 0号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	4 5
第 1 1 議案第 5 1号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算	4 6
第 1 2 議案第 5 2号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	4 6
第 1 3 議案第 5 3号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算	4 7
第 1 4 議案第 5 4号 令和元年度利府町町営墓地特別会計補正予算	4 8
第 1 5 議案第 5 5号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算	4 8
第 1 6 議案第 5 6号 工事請負契約の締結について	4 9

第17	議案第57号	工事請負契約の締結について	51
第18	議案第58号	財産の取得について	55
第19	議案第59号	町道の路線認定について	55
第20	議案第61号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	56
第21	議案第62号	利府町教育委員会委員の任命について	57
第22	議案第63号	平成30年度利府町水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について	17
第23	認定第1号	平成30年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について	70
第24	認定第2号	平成30年度利府町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	70
第25	認定第3号	平成30年度利府町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	70
第26	認定第4号	平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について	70
第27	認定第5号	平成30年度利府町下水道特別 会計歳入歳出決算の認定について	70
第28	認定第6号	平成30年度利府町町営墓地特別会計 歳入歳出決算の認定について	70
第29	認定第7号	平成30年度利府町水道事業会計 歳入歳出決算の認定について	70

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和元年9月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	鈴木忠美君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	羽川喜富君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長	折笠浩幸君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	嶋正美君
政策課長	鈴木則昭君
政策課政策班長	福島俊君
政策課地域協働班長	郷右近啓一君
財務課長	後藤仁君
財務課財政経営班長	藤岡章夫君
財務課管財契約班長	星浩幸君
税務課長	折笠ゆき江君
税務課町民税班長	

令和元年9月定例会会議録（9月19日木曜日分）

兼固定資産税班長	大谷浩貴君
町民課長	伊藤智君
町民課保険年金班長	村田晃君
町民課戸籍住民班長	佐藤幸子君
生活安全課長	鈴木啓義君
生活安全課 防災安全班長	郷家洋悦君
生活安全課 環境生活班長	鈴木厚広君
保健福祉課長	伊藤文子君
保健福祉課 福祉班長	小畑香代君
保健福祉課 長寿介護班長	堀越伸二君
子ども支援課長	鈴木義光君
子ども支援課 子ども未来班長	谷津匡昭君
子ども支援課 子ども支援班長	青柳久美子君
都市整備課長	菅野勇君
都市整備課 都市整備班長	戸枝潤也君
都市整備課 施設管理班長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	鎌田功紀君
産業振興課 商工観光班長	千田耕也君
産業振興課 農林水産班長	川口優君

令和元年9月定例会会議録（9月19日木曜日分）

上下水道課長	名取仁志君
上下水道課 工務班長	大場雄文君
上下水道課 経営班長	高橋活博君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木久仁子君
文化複合施設推進室長	近江信治君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長	上野昭博君
会計管理者兼会計室長	櫻井浩明君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木真由美君
教育総務課総務給食班長 兼給食センター所長	佐々木辰己君
教 育 総 務 課 学 校 教 育 班 長	太田健二君
生涯学習課長	高橋徳光君
生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐藤浩君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長	古澤晃一君
生涯学習課 図書振興班長 兼図書館長	鈴木由美君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	庄司英夫君

事務局職員出席者

事 務 局 長	菅 井 百合子 君
主 幹	土 屋 俊 介 君
主 任 主 査	利 玲 子 君

議 事 日 程 （第2日）

令和元年9月19日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6 号 健全化判断比率等について
- 第 3 報告第 7 号 放棄した債権の報告について
- 第 4 議案第 4 4 号 利府町森林環境譲与税基金条例
- 第 5 議案第 4 5 号 利府町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4 6 号 利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する等の条例
- 第 7 議案第 4 7 号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4 8 号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 4 9 号 令和元年度利府町一般会計補正予算
- 第 1 0 議案第 5 0 号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 1 1 議案第 5 1 号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 1 2 議案第 5 2 号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 1 3 議案第 5 3 号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第 1 4 議案第 5 4 号 令和元年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第 1 5 議案第 5 5 号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算
- 第 1 6 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 7 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 8 議案第 5 8 号 財産の取得について
- 第 1 9 議案第 5 9 号 町道の路線認定について
- 第 2 0 議案第 6 1 号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第21 議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第22 議案第63号 平成30年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第23 認定第1号 平成30年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第2号 平成30年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第3号 平成30年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第4号 平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第5号 平成30年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第6号 平成30年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第7号 平成30年度利府町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和元年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 鈴木晴子君、4番 西澤文久君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から**諸般報告**を申し上げます。

9月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、7月26日、議会だより第174号を発行しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、6月25日、8月1日の両日、宮城県町村議会議長会の議員講座が自治会館で開催され、議長、副議長、議員が出席しております。

7月8日、宮城県町村議会議長会の町村議会議員研修会が七ヶ浜町で開催され、議長、副議長、議員14名が出席しております。

続いて、全国町村議会議長会及び北海道・東北町村議会議長会関係ですが、6月20日から21日まで、北海道・東北町村議会議長会会長・局長会議が岩手県雫石町で開催され、議長が出席しております。

7月18日、全国町村議会議長会都道府県会長会が全国町村議員会館で開催され、議長が出席しております。

次に、行政視察及び広報視察受け入れでございますが、7月18日、山形県西川町を初め2市

の議会が来庁され、各種取り組みなどについて研修を行っております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては配付の議長諸般報告のとおりですので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告が2件、認定が7件、議案が20件、提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で私の諸般報告を終わります。

続いて、**町長の行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

9月に入りまして夏の暑さも一段落いたしまして、朝夕の爽やかな風が心地よく、秋の気配を感じる季節になりました。

本定例会は新体制で迎える最初の定例会となっておりますので、議員の皆様におかれましては、本町発展のためにより一層の御支援を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

初めに、このたびの台風15号により被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。この台風は、強い勢力を保ったまま千葉県付近に上陸し、現在もなお多くの自治体で停電、断水が続くなど、不便な避難生活を余儀なくされていることに自然の脅威を改めて感じさせられております。地震はもとより、このような異常気象による大型台風や豪雨など、いつ発生するかわからない自然災害への備えについても、非常時はもとより平常時から何をしておくべきかを再認識し、これからも町民の安全を第一に万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、今月7日に開催された宮城県算数チャレンジ大会2019において、菅谷台小学校のチーム児童3名が、参加285チーム855名が参加する予選を勝ち抜き、見事、第1位に輝いております。これは、昨年の利府小学校の第1位に続き、連続しての優勝となったことを御紹介いたします。

続いて、今週の日曜日に開催されました「第29回十符の里－利府フェスティバルもっと利府が好きになる」については、天気にも恵まれ、2万5,000人を超えるお客様に御来場いただき、成功裏に終えることができました。今回は利府町役場に会場を移し、例年よりも1カ月早い開催となりましたが、子供から大人まで楽しめる盛りだくさんのイベントを初め、利府町に縁のある多くのゲストによるステージショーや本町出身のシンガー、翼さんを新たに観光大使に任命するなど、世代を超えた多くの皆様にもっと利府を好きになっていただくことができたのではないかと感じているところであります。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、復興事業に関してですが、須賀・浜田地区水門陸閘遠隔操作施設の整備及び須賀地区水門土木工事については、今年度中の完成に向けて順調に進捗しております。また、被災地区の将来的な活性化を見据えた浜田・須賀地区振興プランの策定に向けては、地区の将来像や施策などを検討していくハマスカ未来会議を開催したところであります。引き続き、地区住民の皆様とともに復興及び持続的な地域振興に取り組んでまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関してですが、町民の皆様意識向上と機運醸成を図るため、開幕1年前の記念イベントを行い、フェイスブック等で情報発信するとともに、（仮称）利府2020応援サポーター会議を開催し、おもてなしに関する意見交換等を行いました。さらに、宮城県や県内ホストタウン自治体と共同で、イオンモール利府を会場に「MIYAGIホストタウンフェスティバル in 利府」を開催し、県内外へのPR活動を行っております。引き続き、魅力的な事業展開を進め、機運の醸成を図ってまいります。

続いて、総合計画に関してですが、まちづくりに対する意見やアイデアを広く聴取するため、町内8会場において地区懇談会を開催したほか、無作為に抽出した18歳以上の2,000人を対象に現行計画に関するアンケートを実施しました。また、若い世代のまちづくりへの関心、興味、参画を促進するとともに、若者ならではの柔軟な発想を新総合計画に生かすため、tsumikiを会場に「Rifucol みんなの未来づくりワークショップ」を進めているところであります。

続いて、文化複合施設の整備に関してですが、7月23日に施設の建築に係る起工式を行い、本格的な建築工事に着手しました。令和3年2月末の完成を目指し、本町の新しいブランド力になる豊かな文化を育む交流の拠点として整備を推進してまいります。また、施設の具体的な管理運営方法や条例の見直しなどについても、議会への提案に向け検討を重ねているところであります。

続いて、子育て支援に関してですが、7月7日に東部地区子育て支援センターにおいて「ペア・きつまつり」を開催しました。今回は初の試みとして震災復興イベントも同時開催し、秋田県の人形劇団クスクスによる本格的な人形劇の公演を行い、訪れた約350人の親子にお楽しみいただきました。今後も、本町の将来を担う子供たちが健やかに成長していくよう、本町独自の子育て支援を進めてまいります。

次に、防災及び交通安全に関してですが、6月16日に利府小学校を会場に6.12総合防災訓練

を実施し、地域住民の方々や利府小学校の児童、教職員など、およそ1,000人が参加し、震度6強の巨大地震が発生した想定で避難誘導や火災発生による初期消火訓練を行ったほか、連携協定を提携している東北福祉大学の学生ボランティアに児童向けの防災教育を実施しました。また、8月8日に交通死亡事故ゼロ1500日間を達成し、宮城県知事等から褒状の伝達を受けました。引き続き、防災及び交通安全の強化に努め、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

続いて、産業振興に関してですが、8月24日に本町にゆかりのあるプロフィギュアスケーターの荒川静香さんを観光大使に任命しました。今後、本町のさらなる魅力発信に貢献いただくと期待しております。また、利府梨の担い手育成に向けた地域おこし協力隊1名と観光振興に向けた地域おこし協力隊1名を新たに任用しました。それぞれ、梨の栽培、販路拡大及び加工品の開発や本町の観光資源の発掘、魅力発信及びDMOと連携したアクティビティの企画、立案等に観光誘客を積極的に進めてまいります。

次に、福祉関係ですが、消費税率引き上げに伴う家計への影響緩和と町内における消費喚起を図るため、住民税非課税者及び子育て世帯を対象にしたプレミアム付商品券事業に着手し、住民税非課税者に対し申請書を送付したところであります。商品券の販売及び使用開始は10月1日から予定しており、利府松島商工会と連携しながら円滑な事業推進に取り組んでまいります。

続いて、教育関係ですが、利府西中学校のトイレ改修工事及び小中学校のエアコン設置事業について、それぞれ夏休み期間中に着手しました。引き続き、本町の未来を担う子供たちの教育環境の整備に努めてまいります。また、8月1日に全国東北中学校体育大会に出場する選手の激励会を開催しました。東北大会では、利府西中学校の生徒が水泳女子800メートル自由形で第2位に、しらかし台中学校の生徒が陸上女子1500メートルで第2位になるなど、輝かしい成績をおさめました。

最後に、生涯学習に関してですが、6月23日に町民の皆様相互の交流と健康づくりを目的に、ふるさとスポーツ祭及びスポーツ交流フェスティバルを開催いたしました。町内から各種目総勢94チーム、約1,900人に参加いただき、熱戦が繰り広げられました。また、町内の小学生を対象に夏休み将棋教室を開催し、プロ棋士の島 朗9段の御指導のもと、基本的なルールや礼儀作法を学ぶよい機会となりました。引き続き、本町の特徴を生かしたスポーツ振興及び文化振興に努めてまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりですので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第 2 報告第 6号から

日程第 22 議案第 63号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、報告第6号健全化判断比率等についてから日程第22、議案第63号平成30年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告及び議案のうち、先日御審議賜りました議案第60号を除く報告2件、議案19件について、順次御説明申し上げます。

初めに、報告第6号健全化判断比率等についてでございますが、本町の平成30年度の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、別紙の監査委員の意見を付けて報告するものであります。

内容としましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも別紙に記載のとおり、実質赤字、連結実質赤字、資金不足の比率は発生しませんでした。また、実質公債費比率、将来負担比率につきましても、判断基準である早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な段階で推移している状況であります。

また、報告第7号放棄した債権の報告についてでございますが、水道料金について、利府町私債権管理条例第12条の規定により債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものであります。内容といたしましては、平成25年度及び平成28年度分債権のうち10件、2万1,942円を債務者が行方不明等の理由により放棄したものであります。

次に、議案第44号利府町森林環境譲与税基金条例でございますが、ことしの3月29日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布されたことに伴い、今年度から各市町村の私有林や人工林の面積等に基づき森林環境譲与税が譲与されることから、当該譲与税を活用した森林整備等の事業を計画的かつ効果的に実施するため、利府町森林環境譲与税基金条例を制定し、基金を設置するものであります。

次に、議案第45号利府町印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、住民基本台帳施行

令の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に旧氏の併記を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する等の条例でございますが、利府町東部地区子育て支援センターについてサービスの拡大を行うに当たり、利府町東部児童館として位置づけ、葉山児童クラブの運營業務を含めた指定管理者制度による管理運営を行うため、関係条例の所要の改正及び廃止を行うものであります。

次に、議案第47号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、ことしの10月1日に施行される水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入されたことから、既存の指定手数料を見直すとともに、当該更新手数料を新たに定めるものであります。なお、施行日前に既に指定を受けている水道事業者については、更新に係る事務の平準化のため、指定を受けた期日に応じ段階的に更新するよう法に経過指定が設けられておりますので、御承知願います。

次に、議案第48号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、ことし10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号令和元年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に7億1,408万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億1,069万2,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正につきましては、文化複合施設整備事業の総額や年割額を工事費の増額に伴い変更するものであります。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、固定資産管理システムデータ入力業務事業を初めとする3件の追加と公共施設適正化事務事業の限度額を変更するものであります。

第4条の地方債の補正につきましては、都市再生整備計画事業を初めとする4事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

なお、国の施策であります幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで本町独自の施策として実施してまいりましたすこやか子育て支援事業を廃止し、新たな施策として教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業を実施するための事業費を計上しております。

そのほか、補正予算の詳細につきましては、財務課長から補足説明させますのでよろしくお

願いたします。

次に、議案第50号令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から247万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億7,327万6,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、6款繰入金につきましては、歳出予算の減額補正に伴い、財源調整として2,924万6,000円を減額するものであります。

7款繰越金につきましては、平成30年度の決算により2,628万8,000円を増額するものであります。

3ページをごらんください。

次に、歳出の主なものでございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整等により483万2,000円を減額するものであります。

8款諸支出金につきましては、平成30年度一般会計繰入金の精算により228万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第51号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に4,076万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,179万3,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、4款支払基金交付金につきましては、平成30年度介護給付費交付金の実績確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付等により121万8,000円を増額するものであります。

8款繰越金につきましては、平成30年度の決算により3,136万4,000円を増額するものであります。

3ページをごらんください。

歳出の主なものでございますが、7款諸支出金につきましては、国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と平成30年度一般会計繰入金の精算により、4,544万3,000円を増額するものであります。

4ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉計画・第8期介

護保険事業計画の策定業務を委託するため、新たに設定するものであります。

次に、議案第52号令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に291万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,247万3,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、4款繰越金につきましては、平成30年度の決算により280万6,000円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、対象者の確定などにより211万8,000円を増額するものであります。

3款諸支出金につきましては、平成30年度一般会計繰入金の精算などにより79万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第53号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,001万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,527万6,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、4款繰越金につきましては、平成30年度の決算により2,996万7,000円を増額するものであります。

6款町債につきましては、財源調整のため1,500万円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、2款事業費につきましては、神谷沢地区雨水施設整備事業の基本設計業務を行うため、986万1,000円を増額するものであります。

3ページをごらんください。

地方債の補正につきましては、歳入で御説明しました地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第54号令和元年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に104万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,184万6,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の4款繰越金につきましては、平成30年度の決算により104万7,000円を増額するものであります。

次に、歳出の2款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金予算積立金として104万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第55号令和元年度利府町水道事業会計補正予算についてでございますが、主な内容につきましては、第2条収益的収入及び支出の補正、第3条資本的収入及び支出の補正ともに人事異動に伴う人件費の調整及び消費税増税による経費の増額であります。

2ページをお開きください。

第5条債務負担行為の補正につきましては、水道料金等徴収関連業務事業の委託期間が今年度で満了することから、令和2年度から令和6年度までの業務委託を行うため、新たに設定するものであります。

次に、議案第56号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は社会資本整備総合交付金事業により進めている高嶋交差点の改良工事であります。主な工事内容といたしましては、町道高島線の上下線それぞれに右折レーンを設置するとともに、舗装の打ちかえ及び排水施設の整備を行うものであります。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を施行し、落札者を決定しております。主な入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること、また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を舗装工事の総合評価値が800点以上のA及びBクラスの業者としております。

次に、議案第57号工事請負契約の締結についてでございますが、本工事は公益財団法人の日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用した利府町文化複合施設地中熱利用設備設置工事であり、地中熱を空調の熱源として利用し、二酸化炭素の排出抑制及びランニングコストの削減を図るものであります。主な工事内容といたしましては、今年度は地中熱交換器の設置及び埋設配管の敷設を行い、令和2年度には地中熱ヒートポンプを設置するものであります。

なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を施行し、落札者を決定しております。主な入札参加条件は、宮城県内に本店、支店等を有していること、また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を管工事の総合評価値が1,000点以上のAクラスの業者としております。

次に、議案第58号財産の取得についてでございますが、本事業は石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、消防指揮車を更新するとともに消防広報車を新たに取得するものであります。

主な内容といたしましては、災害時の災害現場等への移送、連絡調整等に用いる消防指揮車及び災害時に住民の皆様へ災害状況等を迅速に周知するために用いる消防広報車を購入し、消防団本部である役場に配備するものであります。なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、落札者を決定しております。

次に、議案第59号町道の路線認定についてでございますが、今回認定する3路線につきましては、開発行為により新たに整備された路線であり、都市計画法第40条第2項の規定により本町に帰属されたことから認定するものであります。

次に、議案第61号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員3名のうち、今月の30日で任期満了となります蜂谷勝一氏を引き続き選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第62号利府町教育委員会委員の任命についてでございますが、委員4名のうち、今月の30日で任期満了となります石川一美氏を引き続き任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第63号平成30年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度に生じた未処分利益剰余金3億3,954万6,590円のうち9,620万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第49号令和元年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） それでは、議案第49号令和元年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから5ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書で御説明をいたします。

初めに、6ページをお開き願います。

第2表継続費補正でございますが、文化複合施設整備事業につきまして、工事費の増額に伴い総額と令和元年度及び令和2年度の年割額を変更するものでございます。

第3表債務負担行為補正のうち、固定資産管理システムデータ入力業務につきましては、消費税率引き上げに伴い限度額が不足するため、次の児童クラブ運営業務事業につきましては、

本年度で委託期間が満了となることから、令和2年度から令和6年度までの業務委託を行うため追加するものです。また、東部児童館指定管理事業につきましては、令和2年度から令和4年度まで、指定管理者制度を導入するため追加するものです。

7ページをごらんください。

公共施設適正化業務事業につきましては、本年6月補正予算で計上した時点では、令和元年度、令和2年度それぞれの支払いを想定しておりましたが、相手方との契約の締結に伴いまして、業務完了後に一括して支払うこととしたため変更するものです。

第4表地方債補正の起債の4つの事業につきましては、事業費の増額や交付金の内示に伴う事業費の組み替え等により、それぞれ限度額を変更するものです。

8ページをお開き願います。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により補正の主なものを御説明いたします。

なお、歳入歳出全般の共通事項といたしまして、人事異動等による人件費の調整や消費税率引き上げに伴う増額及び契約締結による請負差額等の減額を行っております。

初めに、歳入であります。1款3項2目環境性能割1節現年課税分85万1,000円につきましては、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入となるため計上するものです。

次の2款4項1目1節森林環境譲与税212万4,000円につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、本年度新たに国から譲与されるため計上するものです。

次の8款1項1目1節自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税が廃止となることから、688万2,000円を減額するものです。

9ページをごらんください。

10款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金4,797万円につきましては、国の幼児教育・保育無償化事業の実施に伴い、今年度に限り国から交付されるため計上するものです。

なお、国の幼児教育・保育無償化事業に関するそのほかの歳入の補正でございますが、13款1項2目2節児童福祉費負担金につきましては、3歳以上児の保育料が10月以降無償化となるため、3,523万3,000円を減額し、これによりまして、10ページをお開き願います。これによりまして、10ページの一番上の部分にあります。15款1項1目3節児童福祉費負担金3,980万4,000円が国から新たに交付されるため増額するものです。

また、次の15款2項6目教育費国庫補助金1節幼稚園就園奨励費補助金につきましても、10月以降無償化となるため、590万2,000円を減額するものです。

13ページをお開き願います。一番下の部分になります。

21款4項3目雑入12節保育所児童給食費収入184万5,000円の増額につきましては、3歳以上児の保育料が10月以降無償化され、給食費が実費徴収されるため計上するものです。

9ページにお戻り願います。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税につきましては、ことしの本算定が終了し、交付額が決定したため、2億7,354万9,000円を増額するものです。同じく2節特別交付税につきましては、宮城東部衛生処理組合が実施しますごみ焼却施設改良事業について、全額、震災復興特別交付税で措置されることから、2億5,529万円を増額するものです。

10ページをお開き願います。

15款2項5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金につきましては、内示率の確定や事業間の調整等により、1億1,628万4,000円を減額するものです。

11ページをごらんください。

16款2項1目総務費県補助金5節東京2020大会気運醸成事業費補助金100万円につきましては、オリンピック競技大会へ向けた機運醸成を図るため、宮城県より交付決定されたことから計上するものです。同じく3項委託金2目教育費委託金2節体力・地域スポーツ力向上推進事業費委託金150万円につきましては、専門的スキルを有する外部人材等を活用して小学校の体育授業等を実施する事業が宮城県より内示されたことから計上するものです。

12ページをお開き願います。

18款1項1目1節一般寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増額とNTTドコモ社員による被災地への応援募金として寄附があったことから、2,486万円を増額するものです。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取り崩し額から3億580万1,000円を減額するものです。

13ページをごらんください。

20款1項1目1節前年度繰越金2億5,160万1,000円につきましては、平成30年度決算の確定により令和元年度に繰り越したものです。

21款4項3目7節二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、文化複合施設地中熱利用設備設置工事に対する補助金の交付決定に伴いまして、752万2,000円を増額するものです。

14ページをお開き願います。

23款1項1目1節環境性能割交付金452万9,000円につきましては、自動車取得税の廃止に伴い、新たに国から配分されるため計上するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

2款1項9目コミュニティセンター管理費13節委託料につきましては、コミュニティセンタートイレ改修事業の適切な事業管理を行うための施工監理業務の追加等により、104万5,000円を増額するものです。同じく15節工事請負費3,200万円につきましては、本施設の外壁塗装の修繕及び屋根の防水改修工事を行うため計上するものです。

22ページをお開き願います。

2款6項4目復興推進費25節積立金につきましては、復興事業の平成30年度繰り越し事業等が完了したことに伴い、その精算により1億3,708万6,000円を基金への積立金として増額するものです。同じく6目文化複合施設推進費15節工事請負費につきましては、建築工事等の増に伴いまして1億7,920万9,000円を増額するものです。

26ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費19節負担金、補助及び交付金550万7,000円の減額につきましては、国の幼児教育・保育無償化事業の実施に伴いまして、これまでのすこやか子育て支援事業を廃止したことから、1,250万円を減額し、新たに教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業を実施するため、699万3,000円を計上するものです。

27ページをごらんください。

同じく5目保育所費19節負担金、補助及び交付金5,094万6,000円につきましては、幼児教育・保育無償化事業の実施に伴い新たに計上するものです。

29ページをお開き願います。

4款2項1目清掃総務費19節負担金、補助及び交付金2億5,529万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、宮城東部衛生処理組合が実施するごみ焼却施設改良事業費の利府町負担分について計上するものです。

31ページをお開き願います。

6款2項1目林業振興費25節積立金212万4,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、本年度から森林環境譲与税が国から譲与され、今後の森林環境整備等の実施に備え計上するものです。

33ページをお開き願います。

8款2項2目道路新設改良費15節工事請負費1,943万円につきましては、社会資本整備総合交付金の内示や事業計画の見直し等により増額するものです。

37ページをお開き願います。

10款1項3目学校教育費19節負担金、補助及び交付金のうち、私立幼稚園就園奨励費につきましては、国の幼児教育・保育無償化事業の実施に伴いまして、10月以降無償化となるため、2,179万円を減額するものです。

38ページをお開き願います。

10款2項2目教育振興費13節委託料150万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、小学校の体育授業等において専門的技能を有する外部人材等を活用する事業費として計上するものです。

39ページをごらんください。

同じく3項3目学校施設費15節工事請負費につきましては、利府中学校体育館床面に経年による劣化が見られることから、事故防止のために床面の研磨、塗装等の工事費として422万円を増額するものです。

41ページをお開き願います。一番下の部分になります。

10款4項7目図書館費18節備品購入費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、NTTドコモ社員による被災地への応援募金としての寄附金を図書館の資料購入並びに施設用の備品購入に活用するため、416万円を増額するものです。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

午前10時52分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第6号 健全化判断比率等について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、報告第6号健全化判断比率等についてを議題といたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号健全化判断比率等についての報告を終わります。

日程第3 報告第7号 放棄した債権の報告について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第7号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

日程第4 議案第44号 利府町森林環境譲与税基金条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、議案第44号利府町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第44号利府町森林環境譲与税基金条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第5 議案第45号 利府町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、議案第45号利府町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第45号利府町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する等の条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第46号利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第46号利府町児童クラブ条例及び利府町児童館条例の一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第7、議案第47号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第47号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第8、議案第48号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育**

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第48号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 令和元年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第49号令和元年度利府町一般会計補正予算を議題とします。（「議長、動議」の声あり）10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 動議なんですけれども、今回の補正予算の説明をきょう受けました。議運のほうでも私らは聞いているので理解できるけれども、今まで報告を受けた中ですぐに……（「聞こえない」の声あり）済みません。

では、最初から言います。これまで、この補正予算とか予算関係については報告を受けた中で日数を置いて、会派の中でも学習しながら検討しながらこの審議をしていくというのが一般的な形だったというふうに思います。私は今議運もやっているんで、その進め方について私もこの議運の中とかで話を聞いているんですけども、きょう再度聞いた中で、先ほどの給食費の問題も含めて結構中身がある中で、まだ会派でも協議というか、それが進んでいない部分もあります。

動議としては、この審議及び決める部分のものを、ちょっと日数を置いてほしいというふう

に思うんですけども、ほかの皆さんはいかがでしょうか。ちょっと時間をあけてほしいというのが動議の中身です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今、木村議員から動議が出ましたので、一旦休憩させていただきます。

午前11時20分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を受けておりますので。

10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 10番、木村です。先ほど午前中に当局からの提案を受けて、すぐ質疑をして採決に入るということに対して、今まで議会運営上、慣例的にはなかったということもあって動議を出させていただきました。議会運営委員会の中でも速やかに採決に入っていくことに対しては、考え方として少しこれまでの慣例とは違うんだということも確認はしましたけれども、その進め方を決めたのも議会運営委員会で、要は議会が決めてやってきたということもありますので、議会運営委員会がどうのこうのという話ではなくて、やっぱりそれに従ってやっていきたいというふうに、こうなりました。

その後、今まで、その動議を出した理由というのが、やっぱり提案を受けて速やかに質疑に入るのではなくて、やっぱりきちっと会派間の協議もしながらやっていくということで、10時、11時の部分を1時まで延ばさせていただきましたので、一応、会派間の協議もできたということで、動議については撤回させていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） わかりました。

それでは、提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようにお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 2点伺います。

まず1点目でございますが、8ページ、お願いいたします。2款4項1目森林環境譲与税212万円でございますが、こちらは歳出にも説明がございましたとおり、基金の積み立てに充てる

ということになっておりますが、こちらは国の中でパリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備の地方財源を安定的に確保する観点で創設されたものと捉えておりますが、こちら、今後事業に充てていくようになるかと思えます。森林管理システムなどの事業が検討なされていくかと思えますが、今現在どのようなものが検討されているものなのか、お伺いいたします。1点目です。

2点目でございますが、26ページ、お願いいたします。3款2項児童福祉費の1目でございます。19節ですが、補助金で今回すこやか子育て支援事業がマイナスとなりまして、教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業が創設されることとなりますが、今回の無償化制度でございますが、国は無償化に当たりまして1号認定の副食費を免除する範囲といたしまして、年収680万円以上の世帯の第3子まで拡大しております。町のほうで決めました内容は、18歳未満の児童3人というふうに多子の子供の数をしておりますが、国の基準ですと多子の子供の数は、1号認定は小学校3学年修了前まで、また、2号、3号認定は未就学児までというふうになっておりまして、その部分、漏れる方をカバーするという形での創設になっていくのかなというふうに見た感じでは思ったんですが、どのような観点で創設されたのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、災害防止等を図るため今年度から各市町村に譲与されるものでございます。事業の実施につきましては、森林整備に係る間伐や人材育成、また、担い手の確保等の木材の利用促進や普及啓発など、幅広く活用できるものでございます。利用につきましては、今後、近隣市町を参考としながら、例えば森林病虫害防除事業であったり、あとは講習会等のPR事業等に基金の運用によりまして計画的かつ効果的に活用を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目。子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（青柳久美子君） 鈴木議員にお答えいたします。

18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童に対する助成ということで、18歳未満まで広げたということは、2号、3号のお子さんにつきましては未就学児ということでしたので……。

○議長（吉岡伸二郎君） マイクに近づいてしゃべってください。

○子ども支援課子ども支援班長（青柳久美子君） 済みません。2号、3号のお子さんについては未就学児ということで、その第3子といいますと、3歳以上のお子さんが3児までいるということはなかなかないので、町としては18歳未満のお子様ということで広げております。ということでよろしかったでしょうか。済みません。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 森林環境譲与税のほうでございますが、こちらは今後どのようなものに使われていくのかという部分を公表しなければいけないこととなっております。もう既に先進自治体では公表している状況でございます。本町としても速やかに公表していくべきというふうに思いますが、事業が決定してからとなると思いますけれども、時期的なものをどのように捉えているのかお伺いいたします。

それから、2点目のほうでございますが、給食費のほうですけれども、今回新たに助成事業として計上しているものでございますが、今お話しのとおり、国からの補助も入りつつの事業でございまして、すこやか子育て支援事業のほうが大分小さくなるというふうな捉え方になるのかなというふうに思いまして、やはり子育て先進である利府町としては、残念ながら後退的な事業になっているのかなというふうに私は考えております。こちら、今回すぐには言いませんけれども、やはりもう少し内容を精査して拡大する内容で検討していくべきではないかというふうに思いました。その部分をどのように捉えているか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

公表の方法、時期でございますけれども、森林環境譲与税につきましては今年度9月、3月と2回に分けて譲与される見込みとなっております。使用につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、幅広く使えることですから、もらえるものですので、近隣市町を参考になどしながら、今後あと県に相談等をしながら、来年度以降、基金を使いながら活用していきますけれども、その公表の時期であるとか、あと方法、中身につきましては、早いうちには考えていますけれども、その時期等につきましても県と協議をしながら早いうちに公表したいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 3番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

これまで実施してきましたすこやか子育て支援事業を廃止しまして、新たに教育・保育施設等第3子以降給食費助成事業を実施することによりまして、それに要する事業費としては縮小という形にはなりますけれども、今後、子ども支援課としましては、子供や保護者への支援についてさまざまな支援のあり方がございますけれども、今後どのような支援が必要であり有効なのかというところをしっかりと考えまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 3点、お願いいたします。

まず18ページ、9目のコミュニティセンター管理費ですね。その15節工事請負費3,200万円、外壁の塗装修繕、もう一つ、屋根の防水改修とございます。これは地方債と一般財源を使うと思いますが、かなり大きな工事だと思いますが、その内容をお願いいたします。

もう1点目は、25ページですね。これは小さな額なんですけれども、4目の保健福祉センター管理費の中の12節の役務費の中でレジオネラ菌検査料が1,000円の、額は少ないんですが、これは消費税の関係なのかの確認をお願いいたします。

3点目は、38ページです。歳入のほうでもございましたけれども、2目の教育振興費の中で、これは13節の委託料、体力・地域スポーツ力向上推進業務委託料とございます。小学校だそうなんですけれども、どのようなものになるのか具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目のコミュニティセンターの工事請負費でございますが、外壁塗装修繕工事につきましては、外壁の下地処理の上に塗装を施すということで、施工面積600平米を塗装するものでございます。また、屋根防水改修工事につきましては、現在の屋根にウレタンの防水塗装を施すものでございまして、全体で700平米を塗装するものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2つ目。福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） お答えいたします。

レジオネラ菌の検査料の1,000円増額についてでございますが、レジオネラ菌の検査につきましては、上期、下期で行っております。上期は5月に実施しております。下期は冬になりましたら実施予定となっておりますので、消費税の増税に伴い増額させていただきました。以上で

す。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目。学校教育班長。

○教育総務課学校教育班長（太田健二君） お答えいたします。

この体力・地域スポーツ力推進業務委託でございますが、この業務につきましては、県の委託業務であります県内の児童生徒の体力、運動力が全国平均より下回っている現状から県のほうで実施するもので、事業の内容につきましては、菅谷台小学校においての体育の授業において専門的な知識を有する指導者を学校のほうに配置しまして事業のサポートをさせるものであります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） それでは、1点目からお願いいたします。コミュニティセンターの外壁と、それと屋根の防水ということでございました。御存じのようにコミュニティセンター、あそこはいつも天井から水漏れなどがして、いつも天井がぶかぶかになったり、それから結露が激しくて大分方々が傷んでいる施設でございます。この防水処理等々をしますと、そういったものが解決するのでしょうか。お伺いいたします。

2点目のレジオネラ菌ですけれども、年に2回ということで、これは消費税ということで特に問題はございませんけれども、ただ、これ、福祉センターのあのお風呂は随分老朽化しております。このレジオネラ菌の検査というのは、死亡事故も起きるような菌でございますので、果たして今までどおりの検査のやり方だけでいいのかと日ごろから思っておりました。もちろん生命に係るような検査内容でございますので、年に2回だけで大丈夫なのかどうかを一度確認したいと思えます。

それから、3点目ですけれども、この業務委託を受けて菅谷台小1校だけというお話でした。菅谷台小で、これはその専門の方を呼んで指導として補助していただくという内容だと思えます。1年間どなたかに専門についていただくという、指導者の要はその方のお金ということでよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目。地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、屋根の塗装をすることによって雨漏り、結露が解消されるのかという御質問でございますが、今回、被覆塗装ということで屋根全体を硬化ウレタン吹きつけ工法によって覆うような形になりますので、これによって屋根の傷み、雨漏りの解消のみならず、断熱効果、遮熱効

果によりまして結露も防げるのではないかとということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目。福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） お答えいたします。

レジオネラ菌の検査につきましては、塩釜保健所の指導のもとに年2回実施しております。議員御指摘のように生命にかかわるといふところもありますので、今後も生命には十分注意し、保健所の指導のもとに実施してまいりたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目。学校教育班長。

○教育総務課学校教育班長（太田健二君） お答えいたします。

今回の補正予算ということで計上しておりますので、10月から3月末までということになっております。内容につきましては、指導員の人件費等となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 1点目のコミュニティセンターですけれども、かなりのこの3,200万円というお金をかけるわけですけれども、これだけのお金をかけるのであれば、建てかえというのはいっそもっとお金はかかりますけれども、そのあたりのもう壁といいますか、いろいろな面で、壁も床もかなりひどい状態になっているコミュニティセンターでございます。その辺の考えというか、そういったものまでをお考えになったのか、ならないのかを改めて、何か外側だけを塗ってもかなり中身が改善しないのではないかと予測されますけれども、そのあたりのお話というのは出なかったのでしょうか。

2点目はわかりました。どうぞ、高齢者を扱う場所でございますので、検査は慎重にやっていただきたいと思います。

3点目のですけれども、菅谷台小学校だけということで、もちろんこの指導員の方が入ってくださってその効果があらわれるというのはなかなかすぐには出ないことだと思いますけれども、この事業は多分、来年度以降も続くようなものかどうかは今のところわからないのでしょうか。その辺の見解をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員の再々質問にお答えいたします。

今回、議員の御質問にあるとおり、コミュニティセンターのほうには5,000万円ほど、トイレも含めて投入しているわけでございますので、コミュニティセンターのあり方につきましても、駅前りふレ横丁とかt s u m i k iのあり方、コミュニティセンターのあり方なども含めて今

後検討していかなければならないというふうに考えておりますので、それまでの間、施設内部についても計画的に改修を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 学校教育班長。

○教育総務課学校教育班長（太田健二君） お答えいたします。

この事業は県の委託事業ということでございまして、来年度、県の予算がついている場合、今回の成果を検討いたしまして実施するかどうか、今後考えていきたいと思っております。以上です。

（「関連」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 関連。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） コミュニティセンターの屋根防水工事の件なんですけれども、費用対効果という観点で考えれば、防水屋根塗装工事というのは約5年くらいじゃないかなと。5年から10年、長くて10年ということなんです、あそこのコミュニティセンターを建てたのが約30年前ですよね。これからどれくらいその塗装によって耐性があるのか、何年くらいあるのか。それで、先ほどおっしゃった総体的に考えていくという計画はどの時点でどういう規模で考えているのか、その部分を教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

まず、屋根の塗装の耐用年数でございますが、一応メーカーが公表しておりますカタログによりますと10年間メンテナンスフリーということになってございますので、今後10年間というふうに考えております。

また、今後のコミュニティセンターのあり方については、2年前に公共施設整備計画をつくってございますので、その個別計画の中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。7番 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） では、3点ほど聞かせていただきます。

今、コミュニティセンターのことでいろいろ質問がありましたけれども、ウレタン防水化工事ということでお話がありましたけれども、今までも雨漏り等々で何度かこの場でいろいろ議員から出ていたと思いますが、ウレタン塗装で雨漏りは防げると判断してよろしいのでしょうか。

それから、あと次が、これは34ページ、3目公園管理費の中の15節工事請負費、遊具施設等

の維持修繕工事ですか、この辺はどこの公園をどのようにやったのか、もしわかったら教えてくださいいただきます。

もう1件、戻って29ページ、衛生費の19節の負担金で宮城東部衛生処理組合関係で2億5,529万円ということでありますけれども、この辺の中身等々をちょっと教えていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。1点目。地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 鈴木忠美議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目、コミュニティセンターの屋根の塗装でございますが、塗装することによって雨漏りが防げるのかという御質問に対しましては、もちろん下地処理を行いまして、目地、コーキング剤も一式やり直しますので、これによって雨の侵入は防げるものというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（鈴木喜宏君） 鈴木議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

34ページの公園管理費、こちらの中の15節の工事請負費ということの内容ですけれども、こちらの内容につきましては、今年度、各公園の遊具施設、遊具ですね、こちらのほうの点検をしております。この点検の結果に基づきまして、C判定ということで判定されているものを修繕するわけですけれども、公園の箇所数としては16カ所ほどございます。山苗代公園、それから船の公園、内ノ目南3号公園とか、それから4号公園など16カ所になります。この中の17基の修繕を行います。遊具の種類としては木製遊具、それから複合遊具、それから回転遊具、ブランコということで合わせて17基の修繕を行いたいということで補正しております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目。環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木厚広君） それでは、鈴木忠美議員の3点目の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

29ページ、4款2項1目清掃総務費の中の19節負担金、補助及び交付金の宮城東部衛生処理組合の負担金でございますけれども、こちらのほうにつきましては、現在、宮城東部衛生処理組合のほうで持っております焼却炉は平成7年3月から使用しているわけでございますが、焼却施設、23年が経過いたしまして経年劣化が進んでいることから、電気設備関係を主とした基幹的設備を改良するものであります。こちらにつきましては、令和元年度分ということで2億5,000万円ほどの負担金、利府町の負担分ということで計上をさせていただいております。こちらのほうの改良工事が終了いたしますと、約15年、延命化が図られるというふうな組合からの

情報を得ております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 1つ目のコミュニティセンターですけれども、確かに今聞いたらウレタン、約10年ということで、私もこの業者にちょっと別なことで聞いたことがありますけれども、10年は保証するというので、これをなぜ重ね重ね聞くかということ、今まで何度も出たものですから、これだけの金をかけてまた雨漏りをしたということになると、来年はオリンピックのためにこれは直すんだから、その辺をちょっと心配して質問しましたけれども、ぜひすばらしいトイレができるようにひとつお願いいたします。

2つ目の遊具ですけれども、この辺について今お話があった16カ所の17基ということで、木製とか、あるいは回転等々という話がありましたけれども、私が前に質問しているような館山公園の冒険の森とか、それから体育館の脇の遊具、そういうところも入って、これは学校、あれで予算別でありますか。この公園の中に入らない、公園のあれには入らないよね、あれはね。別箇所だね。では、いい。わかりました。

それで、去年あたり見ても、例えば私の公園は3号公園ですけれども、あそこも椅子を直していただきました。やっぱり公園を見て歩くと結構椅子なんか傷んでいるものがあるので、多分、今のお話の中で点検した中での直しということですので、約600万円ほどをかける工事です。ありますので、ひとつ早目の工事を実施していただきたいと思います。

それで、ただただこういう直しについても、各自、行政区から上がってくる以前にもやっぱりこの辺も含めて巡回点検は常にやっているかと思えますけれども、意外とこちらから出さないで直りが遅いということがよく住民のほうから聞こえてきますので、その辺についても引き続きやっぱり点検というのを早目早目にやって、けがのないような公園整備ということをお願いしたいと思います。

最後ですけれども、この焼却炉関係ですけれども、私も東部衛生をやっていたときからこの問題になっていました。焼却炉が経年劣化ということでありましたけれども、今回これによって、今の話だと約15年、耐用が延びるということでもありますけれども、今回焼却炉ですけれども、今、電気系統ということですが、焼却そのものは大丈夫なのか、電気系統ということとは、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木議員、1点目、2点目については答弁は要らないということですね。（「はい、いいです」の声あり）

3点目について、環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木厚広君） それでは、鈴木忠美議員の再質問にお答えいたします。

御質問を頂戴いたしました焼却炉、焼却そのものは大丈夫なのかというふうな御質問でございますが、焼却炉自体が15年、延命化が図られるということですので、焼却は大丈夫ということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○7番（鈴木忠美君） 今の答えは、焼却炉が15年延命、大丈夫ということで、焼却炉を今回のこの工事でやるわけですか。先ほどの話では電気系統という話じゃなかったですか。その辺のところ、ちょっと私、どっちなのかなということを再質問いたします。私がやっていたころ、焼却炉の問題でそっちこっちを視察もしましたので、それをもう一度確認します。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境生活班長。

○生活安全課環境生活班長（鈴木厚広君） それでは、鈴木忠美議員の再々質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、今回は焼却炉の中の電気設備を主とした工事ということで、焼却炉自体を改良する工事費に対する負担金ということなので、焼却そのものは大丈夫だというふうなことでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、2点、お願いします。

13ページの21款諸収入4項雑入の3目二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金となっているんですけれども、これは補助基準か何かはあるんですかね。それとも、これは環境省からの補助金なんですか。それをちょっと聞かせてください。

それと、32ページ、8款2項1目18節備品購入費で除雪・融雪用備品というのが179万8,000円減額になっているんですけれども、まだ雪も降っていない状況の中での減額の理由をお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

7節の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金なんですけれども、こちらは環境省の外郭団

体であります環境協会というところからの補助金になっております。こちらは去年、調査費も頂戴しているんですけども、今年度、工事の継続費分の補助金をいただくということになっています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（鈴木喜宏君） 高久議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

32ページ、8款2項1目の18節備品購入費、こちらが減額になっている理由ということでございます。こちらにつきましては、除雪用の排雪板の購入をしております。もう既に入札執行しておりまして、もう契約しております。その契約の請負差額、こちらのほうを減額補正するという内容でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） この二酸化炭素ですね、環境省の外郭団体みたいなどころからもらったと。聞いたのは、補助基準はあるのかどうかということだったんですけども。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 高久議員の再質問にお答えします。

大変申しわけありませんでした。補助基準につきましては、毎年、公募申請というのがありまして、公募して審査会にかかりまして、それが採用になりますと、工事費につきましては3分の2の補助ということで今度今回もらえることになっています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） さっき、今回この工事契約も1億4,000万円ぐらいで上がっていますので、それで見ると、ぱっと計算で5%ぐらいだからあんまり大した補助の基準じゃないなどは思っていたんですけども、今3分の2ということだったんですけども、ではこの工事の中身のどの部分の3分の2かを説明いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうは当初予算のほうで3,789万7,000円を計上させております。今回、令和元年、令和2年の2カ年の工事費で申請しておりまして、今年度分の内示のほうは4,541万9,000円、内示をいただきましたので、その差額分の増額補正ということになります。また、あと来年度の工事のほうは、今年度、地中熱のボアホールというものを埋設するんですけども、そちら

のほうの補助対象となります。来年度はヒートポンプ、機械を設置するんですけども、その分の補助金が来年度ということになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 3点、質問させていただきます。

1点目、7ページ、公共施設の適正化業務事業でございますけれども、先ほど後藤課長から説明がございましたけれども、6月の定例会で203万4,000円ということだったんですけども、2.4倍にふえているということで、先ほどの御説明では一括でするためということだったんですが、その一括の何がどうしたのかということがよくわからなかったので、ちょっと一応その内容について説明をお願いします。

それから、2点目は12ページの17款2項の財産売払収入でございますけれども、土地の売払収入で364万9,000円、これはどこの場所かという経緯があつて、目的は何で売り払いしたのかということをお尋ねします。

それから、最後に23ページ、工事請負費、文化複合施設で先ほどもちょっと議論になりましたけれども、地中熱の利用設備工事なんですけれども、建築工事と含めて1億7,900万円ほどなんですが、これの地中熱の利用ということで決定してやっているんですけども、この地中熱についてはこの地中熱をするときにどこでも地中熱が出るわけではないということで認識しておりますけれども、試掘ですね、トライする、要するに試掘、そのための、この本工事に入る前に試掘はしたのか。必ずしも地中熱がその場所に出るとは限らないので、その工事を前提としてやったのか、その実績についてもちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） それでは、及川議員の御質問にお答えいたします。

7ページの債務負担行為の変更についてでございますが、こちらの事業については先ほど課長が申しあげましたように、支払いが一括払いということで令和2年度に支払いをするということで業者のほうと打ち合わせをいたしまして、そのような形になりました。そういうことでありまして、令和元年度の歳出予算については、今回の21ページにございますが、こちらの委託料の中で減額をさせていただきまして、減額した分を令和2年度のほうに振りかえさせていただいたということで、こちらの増額というような形になっているところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（鈴木喜宏君） 及川議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

12ページの17款2項1目不動産売払収入の内容でございます。こちらにつきましては、旧法定外の公共物、一般的に青線というふうに呼んでおりますけれども、こちらが町民から譲渡要望が上がりました、それに基づいて売り払いを決定しているという内容でございます。場所につきましては沢乙の深山地内、面積につきましては175平米ほどになります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 及川議員の御質問にお答えします。

3点目の地中熱の利用設備設置工事につきましては、地中の熱、10メートル以上200メートル未満というような安定した温度を保っている状況になっています。去年、試掘調査ということで調査費を計上させていただいて調査したんですけれども、ちょうど16.5度、365日ずっと16.5度の温度を保っていますので、そちらに今回100メートルのチューブを挿入しまして、その熱を循環させて冷房と暖房に効率よく熱交換するような形になっています。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1番についてわかりました。

2番目ですね。沢乙の地区ということで、青線の変更ということで、それ以外ですね、今回の青線の変更でこれ以外はなかったんだと思いますけれども、今後もしかしたらそういう変更によってまた可能性があるのかどうかわかりませんが、こういう部分的な土地の整備によって出てくる可能性があるのかどうかについてお尋ねします。

それから、地中熱の試掘についてのいろいろ、100メートルまで掘り下げて試掘して16.5度の安定したものがとれるということなんです、この中で掘ってその機材が必要になってきますよね。そういう部分についてはこの設置工事の中に当然入っていると思うんですが、その確認と、どういう機材を利用して吸い上げてというか、その機能を働かせるのか、ちょっとその部分の機材についての説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） まず2点目。施設管理班長。

○都市整備課施設管理班長（鈴木喜宏君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

今後こういったケースの土地の売り払いが出てくるのかということでございますけれども、今回の内容につきましては青線ジキにはなっていないと、ただ、水路の用途はもうないと。水路の両サイドは所有者が一緒ということで、もう機能上、水路がないということで譲渡要望が上がって売り払いになるわけですが、こういった場所というのは今後も今のところ何か

所も出てくるかと思いますが、こういったものというのは。ですから、譲渡要望が出れば今後もこのような売り払いは考えられるということです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目。文化複合施設推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

工事をするに当たってのこういった機械かということなんですけれども、通常ボーリング調査をする機械があるんですけれども、ボーリング調査と同じで100メートル穴を掘って、そこにチューブを埋め込むという作業になります。こちらの工事費の中にはそのボーリング調査の費用も全部含まれています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、26ページをお願いします。すこやか子育て支援事業と、あとはその下の第3子以降給食費助成事業です。

まず、今までのすこやか子育て支援事業のその対象者はどのくらいいたのか教えてください。そして、その対象者全てがこの下の第3子以降給食費助成事業の対象になるかというのちょっと教えてください。

そして、あと全員協議会のときに利府産米100%導入事業、これもなくなるという話だったんですが、これは今回の補正のどこに入っているのかと、その助成額というのもお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（青柳久美子君） 安田議員にお答えいたします。

これまでのすこやか子育て支援事業の対象者は118人になっております。新しく教育・保育施設等第3子以降の給食費助成事業の対象者には、この118人は含まれております。それにあわせて3歳まで拡大しましたので、53人ふえています。

それから、利府産米の導入を今回上げられなかったのは、まだ金額が確定しておりませんでしたので、12月でお示ししたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今回のすこやか子育て支援事業と、あと利府産米100%導入事業、これがなくなって幼稚園、保育所に通う第3子以降の子供の給食費を助成していくよということなんですけれども、対象者は若干ふえるのかなと思うんですけれども、全体的な助成の金額という

のは少なくなってくるんじゃないのかなと思います。やっぱりそういうふう到现在まで子供に使っていたお金が少なくなってくるということは、今まで子育て支援にやっぱり力を入れてきて、それが認められて人口がふえてきた町としては、ちょっとそこは問題なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

確かにすこやか子育て支援事業から形を変えて第3子以降の給食費助成事業、それから利府産米100%事業の廃止ということによりまして、第3子の助成事業の対象者はふえるということで、あとは事業費については縮小という、先ほども御説明しましたがそういう形にはなります。

ただ、この利府産米100%につきましては、これまでもなんですが、保育園、保育所を対象にした助成事業でございまして、今回国の無償化の考え方としましては、給食費、主食費、副食費合わせてどちらも保護者負担であるべきだということで、その考え方の基本としては、在宅で子育てをしている家庭についても同じように費用はかかっているということで、町全体の子供たちへの助成というか支援ということを考えると、公平性を考えた上で今回のような形での第3子への助成という形での支援ということで提案させていただいたものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） いろいろ公平性という言葉が出てきてちょっと気になるんですけども、やっぱり今まで保育料に含まれていたわけですよ、3歳から5歳の給食費というのは。これが今回は施設側に徴収させることになりまして、施設側もこれは大変じゃないかなと思いますし、やっぱり食は保育の一環だと思うんですよ。ですから、第3子だけじゃなくて、やっぱり保育料にこういったものは公費で負担させるという考え方が子育て支援の考え方ではないのかなと思うんですが、それに対してはどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 今回の無償化、幼児教育・保育の無償化制度におきましては、無償化の対象となる世帯、それから対象にならない世帯というものもございまして、町全体を見た上での支援ということを考えて、今後そういった無償化の対象にならない世帯なども含めてどういった支援が必要かというところを子ども支援課としても考えて取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） ちょっと歳入の関係から見ていきたいなというふうに思います。10ページです。15款1項1目で幼児教育無償化事業交付金ということで2,533万3,000円が計上されております。今回、今話題になっている副食費の関係ということで、13ページの21款諸収入4項雑入で184万5,000円が副食費分ということで、これは子供たちの分、町民から取るということになるんだと思いますけれども、この関係の中で今回国が頑張って無償化にいったところに対して、利府の町民でやっぱり今回の副食費の関係を取ることによって、要は支出のほうが多くなるという世帯はあるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。挙手をしてください。子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（青柳久美子君） 木村議員にお答えいたします。

今回支出が多くなる世帯なんですけれども、公立保育所、私立保育園、認定こども園では67人になっております。あと、幼稚園、認可外保育施設に関しては、給食の提供方法が異なっておりますので、今は各施設にお任せしているので把握しておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 学校の関係で言えば、知育、徳育、食育でしたっけ、という3つの柱があるんだと思います。それはやっぱり保育所の中でも同じ話になっていくんだらうなというふうに見たときに、やっぱり食育の観点からいってもやっぱり教育の無償化に当然食の部分が入ってくるんだということは間違いないんだらうなというふうに思います。

今、河北新聞なんかを見ると、近隣の自治体を見ても大分この無償化で副食費を見ているよという話があるんですけれども、きょうの答弁だと平等ということで在宅の子供と平等を保つためにということで一つの判断があったと思うんですけれども、今近隣の自治体でやっているような副食分の無償化までというような考えはなかったのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（鈴木義光君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

近隣の状況で副食費について無償化にする自治体についてあるということは、子ども支援課としても承知をしております。10月からの無償化制度の実施に当たりまして、先ほども御説明いたしましたが、給食費は保護者が負担する費用ということになりまして、給食費、行事費などを除いた保育料が無償化の対象ということになったわけでございます。基本的な考え方としては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であるということ踏まえた上でのものがございます。そういった基本的な考え方に基づいての今回の第3子以降の助成事業の実施という

ことをございます。

先ほども御説明しておりますけれども、子育てをしている保護者に対する支援というのはさまざまな形が考えられますけれども、今後子ども支援課としましてもどういった支援が必要なのか、有効的なのかというところを考えて対応していきたいと、取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。2回目、13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 39ページなんですけれども、中学校費の中で15節工事請負費でございます。利府中学校の体育館の床面改修工事422万円という金額ですけれども、これは体育館の床面の内容なんですけれども、422万円という結構安価かなということなんですけれども、きっかけというか原因ですね、経年劣化ということでお聞きしたんですが、何か生徒たちに事故があって、そういうような床面が危険な状態なのかどうかということと、経年劣化ということだったんですが、その内容と、体育館のこの床面、建ててから20年くらいということだと思んですが、その経過年数で間違いないのかどうか。それから、平米数についても、全面改修なのか、一部そういう劣化した部分なのか、半分なのか、その辺の部分か全体かについても答弁願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長兼給食センター所長（佐々木辰己君） 13番、及川議員の御質問にお答えいたします。

利府中学校の体育館の床の工事でございますけれども、こちらにつきましては危険ということではなくて、経年劣化により小さな凹凸等がございますけれども、主には床面が3層の塗装となっております、それが全体的にとれかかっているということで、工事的には床面を研磨し、塗装を塗り直すという内容でございます。工事の面積といたしましては、体育館の全面でございます。あとは年数なんですけれども、利府中学校の体育館は昭和63年に建築されておりますので、建築から30年以上たっておる状況でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） よくわかりました。30年たっているのということなんですけれども、研磨して、磨いてということで塗装塗り直しということなんですけれども、それでまたさっきの話と共通するんですが、それでどれくらいその耐性があるのかどうかということですね。420万円をかけて研磨するのがいいのか、もしくは予算の関係があるので、いずれ新しく建てたいのは、

取りかえたいのはもちろんのことというのは承知しているんですけども、その辺の耐性とかについてもお話し願えたらと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長兼給食センター所長（佐々木辰己君） 再質問にお答えいたします。

何年もつのかということですが、正確には捉えてはおりませんが、10年ぐらいはもつのかなど。あとは議員がおっしゃるとおり、築30年となりますので、床面そのものよりも体育館そのもののほうがということも考えられますので、その辺で議員がおっしゃることで検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

最初に、反対討論。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 令和元年利府町一般会計補正予算に反対討論を行います。

今回の補正予算、全体としてはこれは認めます。認めますが、ただ、この補正予算には幼児教育・保育の無償化に伴い、すこやか子育て支援事業と利府産米100%導入事業をなくして、町内の第3子の子のみの給食費を助成する内容が含まれております。

今までのすこやか子育て支援事業は、小学校就学前の2年間、第3子以降の児童の保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設に係る保育料を無料または助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものでありました。子供の多い家庭には非常に魅力的な支援でありましたが、今回の制度では第3子の給食費のみの助成になってしまうので、保護者の負担が増加し、子育て支援の町の政策としてはこれは問題だと感じております。

また、利府産米100%導入事業は、保育所の子供たちに安全でおいしい利府産米や地元でとれた食材をたくさん食べてもらうすばらしい事業であります。これが廃止されてしまえば、食育という面からも後退は避けられないと感じます。

そして、幼児教育・保育の無償化では、今まで保育料に含まれていた3歳から5歳児の給食費を施設側に徴収させます。保育の一環である給食の費用は公費で負担すべきで、実費化は公的保育制度を後退させるものだと思います。保護者と保育関係者の安心・安全な保育をという願いに応えるためには、保育の質、量の確保をしながら保護者の負担軽減を図るべきだと思います。

ております。

以上の理由から、この一般会計補正予算に反対をします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、令和元年度利府町一般会計補正予算について賛成の立場から討論させていただきます。

今、安田議員のほうから反対ということで焦点を当てて反対されました。ほかは賛成ということなんですが、その焦点について討論させていただきます。

いわゆる保育無償化ということで今回、消費税の国の施策に伴って町の制度を改正するというところでございますが、先ほど再三キャッチアンドやりとりをした中で町の無償化について今までどおりということで、中身については町全体の公平性を確保していくのだということが基本となっております。内容については18歳未満の児童3人以上を養育している世帯を対象に、3子以降の児童が入所、入園している施設の給食費を助成するというところでございますので、無償化になった場合、対象となる世帯、ならない世帯、それぞれあるということでございますけれども、今後も検討を加えるということで当局のほうでも問題点を把握しているという点で、今、補正予算においては当座、制度の改正に最大限の施策ではないかと、伴って町が行える施策ではないかということを理解いたしました。

それから、利府産米については、環境保全米ということで100%導入事業を今までやってきましたけれども、一般主食の供給でも子供たちに食育、それからそういう面におきまして安定した供給をするという意味では、利府産米にこだわらなくても予算の範囲内で町が行える安定した供給を求めるということで、そういう意味において国の無償化制度とあわせて子育て支援の充実を図るという観点から、その意味で賛成の立場から討論させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） この町の今の教育費の無償化に伴ってのこの補正予算に反対の立場で討論していきたいと思えます。

一番は、やっぱり行政サービスというのは国がきちっとやっていたら一番いいんだけど、やっぱり国で足りない部分を県が、県で足りない分を町がやってくれるというのが基本的な立場だというふうに思います。その国が今回頑張って教育費の無償化ということでやったのに、それを上乗せしていく立場の町が今回、副食費の部分で削って自己負担を求めるという考え方

がやっぱり今の行政サービスの立場には立っていないというふうに思います。せっかくやっぱり町がこれまで頑張ってきたので、国がやったんだ、それプラスアルファの部分はやっぱり考えていかなければならない。ダブルで支給することはないけれども、やっぱり上乘せするような行政サービスを考えていくのが利府町の立場だというふうに私は思います。

そういう意味では今回、国の指針があるのは間違いないですけれども、でもこのごろの河北新聞を見ていけば、近隣自治体でやっぱり副食費も無償化にしていくというのが出ていますので、やっぱり利府町もそういう立場に立っていかなければならないという立場で今回の反対の討論にします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第49号令和元年度利府町一般会計補正予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分とします。

午後1時59分 休 憩

午後2時09分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第50号 令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第10、議案第50号令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第50号令和元年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第11、議案第51号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第51号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第12、議案第52号令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正**

予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号令和元年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第13、議案第53号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第53号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第54号 令和元年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第14、議案第54号令和元年度利府町町営墓地特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第54号令和元年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第55号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第15、議案第55号令和元年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第55号令和元年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第16、議案第56号工事請負契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、ほとんど予定価格に近い99.56%という落札なんですけれども、総合評価落札方式ということなので、それぞれ入札参加業者の入札額、それとこの総合評価の点数ですね、それを教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

参加者については今回1社ということでありまして、入札額につきましては、関係資料のほうにございます7,500万円というような形になってございます。あと、点数のほうなんですけど、こちらについては15.942点というような形でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 入札業者が1社しかないということなんですけれども、そうするとほとんど随意みたいな形になってしまうと思うんですけれども、これはほかに参加される業者、ある程度工事期間とかがあると思うんですけれども、それでも全然1社も参加なしということだったんでしょうか。結果的にそうなんだけれども、その内容的にちょっと1社しか参加していないということなので、その辺、どういう状況だったのかなと思いましたので、その辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 今回1社ということだったんですが、申請については1

社ということだったんですが、閲覧の中では2社ございました。その中で1社が申請したというような形でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今回、条件付一般競争入札なのに1社しか来なかったということなんだというふうに思います。1社しかいないということは、さっき高久議員も言っていましたけれども、随意契約と一緒にだというふうに考えてもいいのかなというふうに思います。門戸は広げて条件付一般競争入札にしたけれども、1社しか来なかったと。悪い意味で見ると、業者間の中で話をして1社に絞ってしまったという見方が出てくるのかもしれない。そういうのが想定されるのであれば、今回1社しかないんだよということであれば、反転、指名競争入札に変えて、やはり5社なり7社なり10社なりを、この額ですから指名していくというのも一つはあるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

一般競争入札の参加者につきましては、資格要件を満たして意欲がある者であれば誰でも参加が可能というような形になっております。今回の一般競争入札につきましては、県内に本社または受任店を有している者を入札参加資格要件としておりまして、申請を受け付けしたのが1社ということでしたが、ほかに意欲がなかったというものと判断されますけれども、競争性は保たれているものと考えております。また、入札参加者数について制限もないものですから、特に問題はないものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 門戸の広げ方としては、これが間違っていると言う気はありません。ただ、今の現状の中でやっぱりどうしても1社になってしまえば、本当にこの33万3,000円だけを切った、100万円単位で入れるだけでしたと言えまじな話になるかもしれないけれども、やはり1社であれば、本当は7,600万円からいって500万円、400万円と落としてくるのも可能なわけで、どうしてもやっぱり99.何%というのは、今までの契約のパターンでもそういうのが出てくるんだろうなど。もしそういうふうになるのであれば、本当に指名された業者にとっては、今忙しいんだと、でもやっぱり行政が発注するので、その次の次の次もあるので、やっぱりそうになったら入札しましょうかという話になれば、せめてその99%が95%であったり94%であったりというふうに下がってくることも可能なのかなと。

今回、条件付一般競争入札で応募したのは1社だけなので、もう誰にも負けることがないというのがこの条件付一般競争入札の1社になったときのやっぱりそのリスクといいますかね、そういうのかなというふうに思います。やっぱりもし1社になるのが想定できるのであれば、やっぱりここは制度的にちょっと変えていくのも必要なのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

工事の内容、事業内容全てがこのように全て1社、2社というふうになるものではないというふうに認識しております。実際、前回の総合評価落札方式の場合にはそれなりの業者の申し込みがあったものと思います。事業の性質、内容、それからその発注時期、そういったものもあるとは思いますが、現在の利府町の決め方としてこのような金額の場合は総合評価落札方式で実施しているということを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第56号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第17、議案第57号工事請負契約の締結**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、ちょっと違った角度から質問いたします。

まず、7項目の前払金の話なんですけれども、これは前も何回か質問して承知しておりますけれども、これは50%前払いしていいよという制度で、例外的なもので東日本大震災の後にできた制度でございますけれども、業者にとってはこれは大いに助かる制度で、この制度に関して異議を申し立てるものではございません。

原則から言うと、特例でございますので30%から40%、管理費を入れて40%までが限度なんですけれども、自治体によってはその業者に通知するためにそういう文書、町のホームページ等でうちは50%にしていますよというようなPR、周知をしていますけれども、これについてはやっているのかどうか。それと、この50%はいつまで続けていくのか。国の指示、方針なのか。その辺のことについて1点お伺いします。

それから、先ほど来、議論になっていきますけれども、一般競争、これは総合評価方式なんですけれども、一般競争が1社で競争性があるのかと、保たれるのかということが先ほど来、議論になっていきますけれども、これは一般競争の場合については公告をして申し込みの誘因があった時点で、その時点で応札に応じるかどうかでもう競争性は保たれているというふうに私は解釈しております。したがって、1社でも競争は競争ということで問題はないということでございます。ただ、やり方としては、1社だったら随意契約でも検討があるんじゃないかと。それでも点数とか金額とか特殊な工事とか、いろいろな条件が随意契約の場合にはありますので、その辺を考慮して当局が判断したんじゃないかというふうに思っております。

それで、お聞きしたいのは、今回、総合評価落札方式の特別簡易型ということで、ここの評価項目がどういう評価項目で、大体点数があると思うんですが、そのどこ、主に基準を取り入れたのか、業績とか、いろいろな今回の地中熱に関してこういう特殊性を持った会社であるとか、例えばそういうようなことが評価項目としてあると思うんですけれども、その辺の項目と点数がわかったら教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の前払いの周知につきましては、一応50%以下というような形で周知を行っているところでございます。その50%につきましては、震災特例ということでそういった通達が来て50%ということでありまして、それを戻すというような通達はまだ来ておりませんので、

それが来次第、そのパーセンテージのほうを変更させていただくようなことで考えているところでございます。PRにつきましては、ホームページとか参加要領とか、そういったもので周知を図っているところでございます。

あと、評価項目につきましてでございますが、評価項目につきましては、技術力ということで企業評価と配置技術者の能力、あとは社会性ということで労働福祉について、あと地域性ということで地域貢献ということでございます。技術力については最大で20点満点のうち8点、あと社会性につきましては最大で4点、地域性につきましては最大で8点ということで、計20点の評価基準としているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の評価項目なんですけれども、3項目についてお聞きしましたけれども、技術力なんですけれども、こういう特殊な工事というか、地中熱というところとそうめったやたらとある工事ではないので、この技術のある資格を持った方というのを会社で擁立しているのか、職員として採用して実績があったかどうかということについては考慮されなかったのかとか、その点についてお伺いします。また、その資格が必要なかどうか、この地中熱の工事について。お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

評価基準の中で落札決定基準という部分もございまして、こちらにつきましては平成21年4月以降、元請として国または地方公共団体から受注し、引き渡しを完了したヒートポンプ、これは1台当たりの能力についてなんです、冷房能力が168キロワット以上、あとは暖房能力161キロワット以上の設置工事の施工実績を有する者というようなことで基準を設けております。以上でございます。（「そういう資格がある人が必要なかどうか」という答弁）の声あり）

お答えいたします。こういった申請の中でそういった資料を提出いただきまして、こちらでそういった施工実績があるというような形で入札参加をしていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今、及川議員から質問があったこととちょっとダブるかもしれませんが。

1社でも競争入札と言うんだとさっき聞いていましたけれども、やっぱり1社は競争とは言わ

ないんだと思うんですね。制度的に一般競争入札だけれども、やっぱり1社での指名入札になっているんだということなんだと思います。そのためにも競争入札になるような形の業者選定の話になってくるかなと思うんですけれども、聞きたいのは、今回、一般土木分野の中でもやっぱり特殊な話になってきていて、ボーリング屋さんとかそういうところがメインになってくるのかなと思ったんですけれども、今ちょっと答弁を聞いていたら、要は工事をやったよということで認めていきますということで、一般的な土木になると多分、下請を使えばいろいろな工種の工事ができるんだというふうに思うんですけれども、今回の業者の認める中でこのダイダンさん、一般土木なのか、でも、それともこの地中熱とかそういうものを自分の仕事としてやっているのか、要は下請業者を使えばいろいろな土木も建築も全てできるわけで、そういう意味では受注して工事をしたよというようなさっきの答弁だったんですけれども、このダイダンさんというのは一般土木の業者なのか、それともこういう地中熱のことをメインにやっている会社なのかだけをお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（星 浩幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

今回の入札条件といたしましては、管工事のAクラスということで1,000点以上の会社を入札条件としたような形で、ダイダンさんというのはいろいろな許可は持っておりますけれども、今回の条件の中では管工事というような工事種目で発注をしているというような形でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第57号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第18 議案第58号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第58号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第58号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第59号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第59号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第59号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第61号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、議案第61号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例によって討論を省略します。

これより、議案第61号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、5番 伊藤 司君、6番 坂本 義也君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。伊藤 司君、坂本義也君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第61号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第21 議案第62号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） **日程第21、議案第62号利府町教育委員会委員の任命**についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 委員会の年間の開催の会議の回数と昨年度の出席率を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木真由美君） 2番、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

定例会の回数なんですけれども、月1回行っております。そのほかに臨時会として昨年ですと1回、合計で13回でございます。出席率なんですけれども、大変申しわけございません。ただいま資料のほう、ございませんので、後ほど提出させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） ぜひその回数を知りたかったんですが、了解しました。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第62号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、7番 鈴木忠美君、8番 伊勢英昭君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願ひます。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。鈴木忠美君、伊勢英昭君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 立会人、もう一度確認をお願いします。

〔開票の再確認〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 15票

無効投票 2票

有効投票のうち

賛成 14票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第62号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

-
- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第23 | 認定第1号 | 平成30年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第24 | 認定第2号 | 平成30年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 日程第25 | 認定第3号 | 平成30年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| 日程第26 | 認定第4号 | 平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |

の認定について

日程第27 認定第5号 平成30年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第6号 平成30年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第7号 平成30年度利府町水道事業会計決算の認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、認定第1号平成30年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、認定第7号平成30年度利府町水道事業会計決算の認定についてまでは、議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの平成30年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、認定第1号平成30年度利府町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が148億6,928万4,144円、歳出総額は135億8,423万4,434円となり、歳入歳出差引残額は12億8,504万9,710円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は6億6,160万659円となっており、4億円を財政調整基金に積み立て、残りの2億6,160万659円を令和元年度へ繰り越しております。

次に、認定第2号平成30年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が30億5,520万9,942円、歳出総額は29億8,792万1,560円となり、歳入歳出差引残額は6,728万8,382円であります。このうち4,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの2,728万8,382円を令和元年度へ繰り越しております。

次に、認定第3号平成30年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が20億1,809万7,082円、歳出総額は19億4,573万3,374円となり、歳入歳出差引残額は7,236万3,708円であります。このうち4,000万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの3,236万3,708円を令和元年度へ繰り越しております。

次に、認定第4号平成30年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が2億8,142万7,030円、歳出総額は2億7,802万540円となり、歳入歳出差引残額は340万6,490円で、その金額を令和元年度へ繰り越しております。

次に、認定第5号平成30年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が7億6,352万8,051円、歳出総額は7億3,242万1,297円となり、歳入歳出差引残額は3,110万6,754円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた3,096万6,754円を令和元年度へ繰り越しております。

次に、認定第6号平成30年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額が1,182万5,280円、歳出総額は1,077万7,468円となり、歳入歳出差引残額は104万7,812円で、全額を令和元年度へ繰り越しております。

次に、206ページ、207ページをお開き願います。

認定第7号平成30年度利府町水道事業会計決算でございます。

まず、（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億4,666万9,410円であり、支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額8億9,911万7,874円であります。

次に、208ページ、209ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額4億7,218万2,411円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額6億9,470万7,256円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億2,252万4,845円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,037万3,594円及び過年度分損益勘定留保資金1億8,215万1,251円で補填しております。

以上が、認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしく願いいたします。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書をごらんいただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（櫻井浩明君） それでは、認定第1号から認定第6号までの平成30年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要につきまして、決算書に基づき御説明いたします。

3ページをお開き願います。

一般会計の決算額についてであります。

初めに、歳入でございますが、最終行の歳入合計をごらん願います。

予算現額が168億7,266万8,169円で、調定額149億9,787万3,375円に対しまして、収入済額は148億6,928万4,144円であります。また、不納欠損額が518万3,868円で、収入未済額は1億2,340万5,363円であります。収入率につきましては、予算現額に対しまして88.1%、調定額に対しましては99.1%であります。

続きまして、右側4ページの歳出でございますが、こちらも最終行の歳出合計をごらん願います。

予算額168億7,266万8,169円に対しまして、支出済額が135億8,423万4,434円で、予算現額に対する支出率は80.5%であります。また、翌年度繰越額27億7,047万8,051円につきましては、文化複合施設整備事業や須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業、小学校空調設置事業、中学校空調設置事業などの経費を令和元年度へ繰り越したことによりものであります。

次に、5ページをお開き願います。

利府町国民健康保険特別会計の決算額でございます。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が31億4,696万8,000円で、調定額31億9,023万4,254円に対しまして、収入済額は30億5,520万9,942円、不納欠損額が1,005万4,377円で、収入未済額は1億2,496万9,935円あります。収入率につきましては、予算現額に対しまして97.1%、調定額に対しましては95.8%であります。

続きまして、右側6ページの歳出でございますが、歳出合計をごらん願います。

予算現額が31億4,696万8,000円に対しまして、支出済額は29億8,792万1,560円で、予算現額に対する支出率は94.9%であります。

次に、7ページをお開き願います。

利府町介護保険特別会計の決算額であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が20億842万6,000円で、調定額20億3,016万1,677円に対しまして、収入済額は20億1,809万7,082円、不納欠損額が313万366円で、収入未済額は893万4,229円あります。収入率につきましては、予算現額に対しまして100.5%、調定額に対しましては99.4%であります。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計をごらん願います。

予算現額が20億842万6,000円に対しまして、支出済額が19億4,573万3,374円で、予算現額に対する支出率は96.9%であります。

次に、右側の8ページをごらんください。

利府町後期高齢者医療特別会計の決算額であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が2億8,064万8,000円で、調定額2億8,679万1,335円に対しまして、収入済額は2億8,142万7,030円、不納欠損額が71万3,900円で、収入未済額は465万405円であります。収入率につきましては、予算現額に対しまして100.3%、調定額に対しましては98.1%であります。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計をごらん願います。

予算現額が2億8,064万8,000円に対しまして、支出済額は2億7,802万540円で、予算現額に対する支出率は99.1%であります。

9ページをお開き願います。

利府町下水道特別会計の決算額であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が7億7,917万7,000円で、調定額7億6,648万1,202円に対しまして、収入済額は7億6,352万8,051円、不納欠損額が5万7,975円で、収入未済額は289万5,176円であります。収入率につきましては、予算現額に対しまして98.0%、調定額に対しましては99.6%であります。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計をごらん願います。

予算現額が7億7,917万7,000円に対しまして、支出済額は7億3,242万1,297円で、予算現額に対する支出率は94.0%であります。なお、翌年度繰越額の1,889万円につきましては、赤沼地区下水道整備事業を令和元年度へ繰り越したことによるものであります。

続きまして、10ページをごらんください。

利府町町営墓地特別会計の決算額であります。

初めに、歳入でございますが、歳入合計をごらん願います。

予算現額が1,138万4,000円で、調定額1,182万5,280円に対しまして、収入済額も同じく1,182万5,280円であり、収入未済額はございません。収入率は、予算現額に対しまして103.9%、調定額に対しまして100%でございます。

続きまして、歳出でございますが、下の表の歳出合計をごらん願います。

予算現額1,138万4,000円に対しまして、支出済額は1,077万7,468円で、予算現額に対する支出率は94.7%であります。

以上が、各種会計の決算状況についてであります。

続きまして、財産に関する調書について御説明いたします。

193ページをお開き願います。

初めに、1の公有財産（1）土地及び建物についてでございますが、表中の最終行の行政・普通財産計をごらん願います。土地の平成30年度中の増減につきましては1万1,077.47平方メートルの減となっておりますが、主なものは宮城利府掖済会病院への売却によるものでございます。右側の建物につきましては、平成30年度中の増減はございませんでした。

195ページをお開き願います。

（2）山林についてでございますが、合計欄をごらんください。

決算年度中に518.00平方メートルの減となっておりますが、個人への売却によるものであります。（3）出資による権利、196ページからの2の物品につきましては記載のとおりであります。

次に、201ページをお開き願います。

3の基金の状況であります。基金の目的に応じまして、それぞれ積み立てや取り崩しを行っております。

主なものといたしましては、（3）利府町公共施設整備基金1億9,100万円につきましては、利府小学校校舎建てかえ事業に充当するために基金を取り崩しております。

203ページをお開き願います。

（9）東日本大震災復興交付金基金4億9,526万1,000円につきましては、復興基金事業の精算に伴う返還のため基金を取り崩しております。

204ページをごらんください。

（13）ふるさと応援寄附基金につきましては、利府町の魅力あるまちづくりに有効に活用するため、平成29年度のふるさと応援寄附金から返礼品調達等に係る経費を除いた額2,333万2,000円を基金に積み立てております。

以上が、平成30年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算等の決算審査につきまして概要を御説明申し上げます。

お手元に配付しております平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書をごらんください。

今回の審査の対象となりました案件は、大きく4つの案件であります。

1枚目をめくっていただきまして、目次をお開きください。

1つ目といたしまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきます利府町一般会計歳入歳出決算のほか、5つの特別会計の歳入歳出決算審査であります。

次のページをお開きください。

2つ目といたしまして、地方自治法第241条第5項の規定に基づきます利府町土地開発基金の運用状況審査であります。

3つ目といたしまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきます利府町水道事業会計の決算審査であります。

4つ目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきます財政健全化及び経営健全化の審査でございます。

1ページをお開きください。

利府町各種会計歳入歳出決算審査意見書の1の審査の対象でございますが、平成30年度利府町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、令和元年7月9日付で町長から監査委員の審査に付されました。

2の審査の方法でございますが、（1）として、決算の計数は正確であるか、（2）として、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的になされているか、（3）として、収入支出事務は関係法令等に準拠して処理されているか、（4）として、財産の管理及び運用は適正になされているか等の観点から、関係課等へ資料の提出を求め、さらに担当課長及び班長等から説明を受け、7月23日から8月9日までの10日間にわたり慎重に審査を実施いたしました。

なお、既に実施いたしました例月出納検査、定期監査及び財政援助団体監査等の結果も参照にしております。その結果につきましては、9月10日に平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書として町長に提出してございます。

3の決算の概要でございますが、平成30年度の一般会計及び各特別会計の歳入決算総額は209億9,937万1,529円で、前年度に比べ7億9,298万761円の減少となりました。また、歳出決算総額は195億3,910万8,673円となり、前年度に比べまして1億9,682万809円の減少となりました。

詳細につきましては、先ほど会計管理者から説明がありましたので省略させていただきます。

なお、内容につきましては、5ページ以降に参考資料として掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

次に、2ページをお願いします。

2ページの4の審査の結果でございますが、平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算の審査における計数は正確であると認められました。

一方、収入支出事務の関係において、次の留意事項が認められました。

まず、収入関係でございます。

アの町税についてでございますが、町税は自主財源の主たるものであり、収入の増減は財政運営を左右します。収納強化を図るため、休日開庁日及び毎月月末に相談窓口を開設するなど、徴収に努力をしていることが認められました。また、滞納者の納税資力の判別を行い、財産の差し押さえや滞納処分の執行停止を適用するなどして滞納整理に努力していることが認められました。

その結果、町税全体の収入未済額は1億947万2,130円となりまして、前年度よりも1,042万791円減少しております。今後も引き続き町民の納税意識の高揚を図るとともに、税の公平性の観点から、長期滞納者の所得及び資産の調査を行い、債権保全のための法的手段を含めた適切な徴収対策を講ずる必要があります。

また、コンビニエンスストアを利用した町税等の徴収に介護保険料と後期高齢者医療保険等を新たに加えたこともあり、利用率は年々増加しております。平成30年度は8億1,626万1,160円が納入され、前年度より1,611件、3,416万2,616円増加しております。生活様式が多様化する中であって、曜日や時間を気にすることなく利用できる利便性の高い納入方法でありますので、今後も周知と利用促進に努力することを望みます。

次に、イの税外収入の収入未済額の状況でございますが、記載のとおりでございますが、保育所保育料では減少しておりますが、それ以外の住宅使用料、災害援護資金返済金、学校給食費等が増加しており、総額としては前年度より増加しております。町税同様、引き続き受益者負担の公平、公正の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を望むものであります。

次に、ウのふるさと納税制度による寄附金6,748万7,000円でございますが、これは前年度より222件、3,309万2,000円増加しております。寄附金は、使い道を指定されたもの、指定されないものがありますが、寄附金の意向に沿いながらさまざまな事業に活用しており、その状況をホームページで公表しております。寄附金は基金に積み立てをし、広く町のために使われるこ

ととなりますので、今後も基金条例に基づき適切な管理と運用に努めるよう望みます。

次に、エの特別会計における収入未済状況でございますが、記載されているとおり、特別会計全体で収入未済額が前年度に比べ2,399万8,670円減少し、徴収の努力が認められます。今後とも特別会計の健全な運営のため、収入未済額の縮減の取り組みに努められるよう望みます。

次に、4ページの支出関係でございます。

アとして、町が保有し管理する施設は、学校、町営住宅、保育所、道路、橋梁など、生活に欠かすことのできない重要な役割を担っております。管理に当たっては、定期的な点検作業を実施し、良好な状態を維持するための保守や修繕に取り組んでいる努力は認められます。

しかし、期間の経過とともに老朽化が進み、いずれ大規模な改修時期や更新時期が到来します。安全で安心な施設利用を継続して提供するためにも、利府町公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な施設管理に取り組まれることを望みます。

イとして、各種計画の策定業務委託が多額の費用をかけて作成されております。その成果品である町の指針を町民に十分認知されるよう、広くわかりやすく公表されることを望みます。また、計画を策定するだけでなく、その計画に基づき事業を確実に推進されるよう望みます。

ウとして、東京2020オリンピック競技大会サッカー競技の本町での開催が決定したことを受け、機運醸成を図ることを目的に町主催の各種イベントにおいてPR活動を実施しております。さまざまな国から多くの方々が来町される機会に、利府町の魅力を発信されるよう望みます。

エの都道府県及び人口3万人以上の町村等には、令和2年9月までに下水道事業に公営企業会計を適用することが決定されており、本町においても前年度から地方公営企業法適用支援業務を委託し、準備を進めております。資産台帳整備や資産を正確に把握し、スムーズな公営企業会計への移行に向けて引き続き努力されることを望みます。

(2)のまとめでございます。平成30年度の決算は、一般会計で主たる財源である町税が前年度に比べ約3,582万円減少しました。主に法人町民税と固定資産税で減少しております。法人町民税につきましては事業実績によりまして減少しており、固定資産税は3年に一度の評価がえにより家屋と償却資産が減少したことによるものでございます。収入未済額は、徴収努力によりまして前年度に比べ約1,042万円減少しております。また、税外収入の収入未済額は、先ほど申し上げましたとおり、保育料で減少したものの、住宅使用料、災害援護資金返済金、学校給食費等で増額となっております。今後も受益者負担の公平、公正の観点から、税外収入も含めた収入未済額の解消に向けた取り組みに期待するものでございます。

次に、19ページをお開きください。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見でございます。

1の審査の方法でございますが、利府町土地開発基金は設置の目的に従い適正に管理、運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置きまして慎重に実施をいたしております。

2の運用の概要についてでございますが、記載されておりますとおり、現在の土地開発基金の内訳は、現金が898万9,000円、土地が1億9,101万1,000円となっております。土地につきましては、駅前広場と都市計画道路大町線の先行取得によるものであり、基金全体の95.5%となっております。

3の審査の結果及び意見でございますが、基金の審査の結果は、計数は正確であると認められました。しかし、保有する土地を現在、地域総合戦略推進事業用地及び利府駅周辺地区活性化事業用地として使用しております。土地開発基金は公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理すべきものであります。今後の基金活用のためにも事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うようにすべきであります。

20ページをお開きください。

利府町水道事業会計決算審査意見書でございます。

平成30年度利府町水道事業会計決算につきましては、令和元年6月10日付で、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から監査委員の審査に付されました。

1の審査の方法でございますが、（1）として、決算書が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、（2）として、水道事業の運営が地方公営企業法に定められている「企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する」との趣旨に従っているかを主眼として、担当課から会計帳票、証拠書類等、必要な資料の提出を求め、さらに令和元年6月28日に上下水道課長及び各班長等に説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

なお、既に実施いたしました例月出納検査等の結果も参照しております。

2の決算の概要でございますが、（1）の事業の概要から、26ページ、27ページの（7）の経営状況の推移までについては記載されておりますとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

27ページをお開きください。

3の審査結果であります。

平成30年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は公営企業法等に準拠して作成されており、計数は正確であり、かつ事業の経営成績は財務状況を適正にあらわしているものと認められました。

収益的収入でございますが、前年度より1,679万4,625円少ない9億7,664万8,001円となっております。これは、白石沢地区などの開発によります加入金が増になったものの、給水収益が減少したためであります。

収益的支出につきましては、水道事業ビジョン等策定業務委託により総係費が増加したことで、前年度より807万898円多い8億6,012万6,306円となっております。その結果、収益的収支において、現金を伴わない長期前受金戻入益を含め1億1,652万1,695円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金2億2,302万4,895円を加えた3億3,954万6,590円が平成30年度の未処分利益剰余金となりました。

一方、資本的収入は、企業債の借入れが4億4,100万円あったことにより大幅に増加し、4億7,218万2,411円となりました。資本的支出は、利府浄水場監視制御設備等の更新に係る工事の増加により6億9,470万7,256円となっております。その結果、資本的収支において2億2,252万4,845円の不足が生じましたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,037万3,590円と過年度分損益勘定留保資金1億8,215万1,251円で補填をしております。

意見といたしましては、平成30年度の水道事業は、大口利用者の使用水量が減少したことにより有収水量が減少しております。また、近年の節水意識の浸透や節水機器の普及などにより給水収益の大幅な伸びは今後も見込めない状況にあることや、耐用年数を迎える老朽施設の更新や耐震化の促進に伴う事業費の増加など、さまざまな課題を抱えておりますが、平成30年度に策定した利府町水道事業アセットマネジメント及び利府町水道事業ビジョン等を活用し、課題に取り組まれるよう望みます。また、前年度に引き続き、過年度分の水道料金等の徴収率が伸びたことは、平成29年度から水道料金等徴収関連業務を民間委託した効果と捉えております。

今後も本町の将来を見据えながら、安心して安定した水の供給と計画的な水道事業経営に努められることを望みます。

なお、水道事業会計の事業決算に使用した資料は29ページから31ページまでに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、32ページをお願いします。

32ページの平成30年度財政健全化の審査及び33ページの平成30年度経営健全化の審査の審査結果であります。これらにつきましては報告第6号で報告がありました健全化判断比率等の審査意見書のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の概要説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの平成30年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

決算審査特別委員会のため、9月20日から9月26日までの7日間を休会としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、9月20日から9月26日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は9月27日です。決算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後3時37分 散 会

令和元年9月定例会会議録（9月19日木曜日分）

上記会議の経過は、事務局長菅井百合子が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和元年9月19日

議 長

署名議員

署名議員